

## キャッシュカード規定

### 1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ①当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）の預入れをする場合
- ②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替により払い戻し、振込の依頼をする場合
- ④その他当金庫所定の取引をする場合

### 2. (預金機による預金の預入れ)

(1) 預金機を使用して預金の預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。

また、1回当たりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

(3) 当該預金口座についてカードの申込みがあった場合には、「現金自動サービスご利用明細つづり（専用通帳）」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「キャッシュサービスご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

### 3. (支払機による預金の払戻し)

(1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回当たりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。

なお、1日当たりの払戻しは別にお知らせした金額の範囲内とします。

(3) 前記(2)にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日当たりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

(4) 当金庫および支払提携先の支払機による1日当たりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

(5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合で、払戻請求金額と後記5(2)に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

#### 4. (振込機による振込)

(1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払い戻し、振込を依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 前記(1)の振込を依頼する場合における1回当たりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日当たりの振込は、別にお知らせした金額の範囲内とします。

#### 5. (自動機利用手数料等)

(1) 預金機を使用して預金の預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。

(2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。

(3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ、払戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。

(4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

#### 6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

(1) 代理人(本人と生計を共にする親族1名に限ります。)による預金の預入れ、払戻しおよび振込を依頼する場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届け出てください

- い。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込を依頼する場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

#### 7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前記(1)、(2)による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入の上、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、上記(2)によるほか、振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

#### 8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預け入れた金額、払い戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、預け入れまたは払い戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は、その合計額をもって通帳に記入します。

#### 9. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認の上で預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認の上で取り扱います。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日、電話番号など他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに本人から当金庫に通知してください。当金庫は、この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

## 10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であり、本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

## 11. (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され、生じた払戻しについては、次の各号の全てに該当する場合、本人は、当金庫に対して当該払戻しに係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補填を請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてから速やかに当金庫への通知が行われていること。
- ②当金庫の調査に対し本人より十分な説明が行われていること。
- ③当金庫に対し警察署に被害届を提出していること、その他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しに係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補填対象額」といいます。）を補填するものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。

(3) 前記(2)の規定は、上記(1)に係る当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日とします。）から2年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。

(4) 上記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填責任を負いません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
  - A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
  - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人（家事全般を行っている家政婦等）によって行われた場合
  - C 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

## 12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。

## 13. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

(1) 預金機、支払機または振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

## 15. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取り止める場合には、そのカードをお客様で廃棄してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様にお客様で廃棄してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

(2) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第16条に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

(3) このカードがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

## 16. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

## 17. (反社会勢力ではないことの表明・確約)

私は、現在、次の(1)および(2)のいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将

来にわたっても該当しないことを確約します。また、私は、自らまたは第三者を利用して次の(3)のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

私は、次の(1)または(2)のいずれかに該当したときは、キャッシュカードの契約を解除することに同意します。また、私は、自らもしくは第三者を利用して次の(3)のいずれかに該当する行為をしたとき、または上記(1)および(2)についての表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、キャッシュカードの契約を解除することに同意します。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、当金庫になんらの請求をしません。また、当金庫に損害が生じたときは、私はその責任を負うものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)

(2) 次の各号のいずれかに該当する者

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計または威力を用いて信用金庫の信用を毀損し、または信用金庫の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

## 18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取り扱います。

## 19. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上